

本日、第1回口頭弁論開廷

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4066
20年6月23日 (火)
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。
本日、6月23日(火)
14時30分より長崎地裁に於いて郵政ユニオン集団訴訟第1回口頭弁論が開廷されます。当初は4月に予定されていましたが被告(日本郵便)側代理人の弁護士事務所が東京ということもあり新型コロナウイルスの感染のリスクを考慮して2回延期の要請がありました。6月に入り、東京でも徐々に制限が解除される中、ようやく開廷されることになりました。

この郵政ユニオン集団訴訟とは今年、2月14日に6地裁(札幌、東京、大阪、広島、高知、福岡)、2月18日に長崎地裁で提訴した労働契約法20条集団訴訟で原告は郵政ユニオンの組合員154名です。長崎の原告は郵政ユニオン長崎中郵支部組合員4名です。

労働契約法20条とは有期契約で働いている人と正社員など無期契約で働く人との間で仕事の内容や責任



などが同じならば期間の定めがあることを理由に、賃金や福利厚生などの労働条件に不合理な差をつけることを禁じる法律です。

先行してたかわれていたのは東西の労契法20条裁判は高裁まで確定している。この判決が会社と与えた影響は大きいものがあります。現在アソシエイト社員に付与されている夏期冬期休暇(各1日)や4月より支給されている扶養手当、また年始手当などはこの判決を受けて会社が就業規則を改訂したものといっても過言ではありません。

一方、正社員に支給されていた年末手当や一般職の住居手当廃止を決定した際は同一労働同一賃金を正社員の待遇を上げて実現すると批判されました。

今回、長崎の原告4名が請求するのは住居手当、年末年始手当、夏期、冬期休暇、年始の祝日給、扶養手当、賞与(年末一時金)の6項目を請求しています。



裁判は有期か無期かが争点になっていて、有期雇用の期間しか請求できません。したがって、請求期間は時効の関係もあり2016年7月から2017年3月までの期間です。

この労働契約法20条は2020年4月より同一労働同一賃金(パートタイム・有期雇用労働法)に移行しました。この法律で対象者は有期雇用労働者やパートタイム労働者、派遣労働者で無期雇用のアソシエイト社員は正社員に区分され対象外です。

今回の裁判の原告は6項目の手当や休暇の獲得が第一ですが裁判に勝利する事で就業規則や給与規定を同一労働同一賃金へと改訂させることです。原告も「この裁判で非正規社員の待遇改善になれば」と訴えています。郵政ユニオン長崎中郵支部は開廷前の14時より支部主催の門前集会を開催し、原告4名を支援したいと思っています。

郵政東西労契法20条裁判判決

	東京地裁	東京高裁	大阪地裁	大阪高裁
手当・休暇				
住居手当	6割支給	10割支給	10割支給	10割支給
年末年始手当	8割支給	10割支給	10割支給	雇用期間5年以下 × 雇用期間5年超10割支給
扶養手当	請求せず	請求せず	10割支給	×
夏期・冬期休暇	○	○不合理(損害賠償×)	判断せず	5年以下 × 5年超○不合理(損害賠償を認める)
有給の病気休暇	○	○不合理(損害賠償を認める)	判断せず	5年以下 × 5年超○不合理(損害賠償を認める)
祝日給	×		×	5年以下×、5年超○ *注1

*注1 祝日割増賃金については1月1日、2日、3日のみ認めました。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。